

# 低所得者向けの 介護保険料 個別軽減申請受付中

市では、所得階層「第2段階」以下の方の介護保険料個別軽減制度を導入します。対象は次のすべての条件に該当し、軽減を申請できる65歳以上の方。

①介護保険料の区分が第1段階または第2段階で、生活保護を受けていない。②平成14年中の収入が150万円（第1段階者は75万円）以下（単身世帯の場合、世帯

保険料区分	第1段階	第2段階	第2段階
本来の保険料額（年額）	20,400円	30,600円	30,600円
前年収入	75万円以下	75万円以下	150万円以下
軽減後の保険料額（年額）	10,200円	10,200円	20,400円
軽減金額	10,200円	20,400円	10,200円

員が1人増すごとに50万円加算した金額。③自己の居住用を除き、処分可能な不動産を所有していない。④150万円（2人以上の世帯は300万円）を超える預貯金などの資産を所有していない。⑤住民税が課税されている方の扶養を受けていない。

※収入は、遺族年金や障害年金などの非課税所得や仕送りも含め世帯全員の収入が対象となります。

◆軽減の内容 別表のとおり

◆申請に必要なもの ①7月以降に届いた平成15年度の介護保険料通知書、②平成14年中の本人と世帯全員の収入の分かるもの（年金の支払通知書など）、③本人と世帯全員

の預貯金通帳またはその写し、④認め印、⑤軽減申請書と収入および資産申告書

※⑤は高齢者支援室にあり

▼9月30日（火）までの午前9時～午後4時30分（正午～1時を除く）に高齢者支援室へ申し込む。後日、審査のうえ

決定内容（非該当も含む）をお知らせします。（市役所1階⑩番窓口）

※本人や家族が窓口に来られない場合は、電話でご相談ください。

↓高齢者支援室 ☎内線2687～2689

◆介護保険のこと  
何でも聞こう会  
パート2  
NPO法人こもれびでは、市との協働で、高齢者の方と毎月さまざまな活動を行っています。9月は、市の職員を囲んで介護保険や、高齢者福祉のことを話

## 介護保険料特別徴収 開始通知書を発送します

年金から介護保険料を差し引かれている方へ、10月・12月・平成16年2月に差し引かれる介護保険料の額などをお知らせする「介護保険料特別徴収開始通知書（本徴収）」を8月18日（月）に発送します。

対象は各年度の4月1日現在に、高齢・退職を理由とする年額18万円以上の年金を受給している65歳以上の方。特別徴収対象者が、その対象となる年金を複数受給している場合は、定められた順位で、1つの年金から介護保険料を特別徴収します。

は、当該年度は特別徴収の対象とはなりません。

◆平成15年度介護保険料については ①介護保険料の基準額は、市の介護サービス総費用額と65歳以上の人数から算出。三鷹市の平成15・17年度の基準額は年額4万800円（月額3千400円）になりました。より、年金定期支払時に支払が保留となっている方など

段階と第5段階の区分となる基準所得が200万円から200万円になりました（国の改正）。

③三鷹市では、第1段階と第2段階の方を対象に介護保険料軽減制度ができました。④災害など特別な事情による納付が著しく困難な場合は、保険料減免の制度もあります。

↓高齢者支援室介護保険料 ☎内線2687～2689

7～8月は  
社協会員増強月間  
あなたも社協会員に  
社会福祉協議会（社協）は「誰もが安心していきいきと暮らせる街づくり」をめざして市民のみなさんをはじめ企業、福祉施設、福祉ボランティア団体、行政などと協力して地域の福祉を推進する団体です。その活動は、行政からの補助金や寄付金、募金の交付金に加え、会員からの会費でまかなわれており、会費は在宅福祉の充実やボランティア活動の推進など、地域に根付いた社協独自の事業の貴重な財源となっています。

## 特別養護老人ホーム

### 優先入所に関する説明会を行います

介護保険制度のもとで、特別養護老人ホームの申し込みは個人で自由に行うことができます。しかし、その反面、申込者が増えるに省令改正を行い、入所者の決定方法について、「必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならぬ」と定められました。

この改正を受け、東京都も平成15年3月に「優先入所のガイドライン」を策定しました。市では都のガイドラインを基本に、市内の特

別養護老人ホームなど協議して優先入所に関する指針を策定し、必要性の高い方から入所できる仕組みを作りました。

この優先入所の指針は、平成16年1月以降の入所者から適用される予定です。現在、特別養護老人ホームの申し込みをしている方には、個別に書類をお送りしますが、改めて申し込みを行う必要があります。市内の特別養護老人ホームで説明会を行いますので、ご都合の良い日に直接お越しください。

↓高齢者支援室 ☎内線2622～2624

場所	日時
恵比寿苑	8月30日(土)午後2時～
どんぐり山	9月7日(日)午前10時～
駅前コミュニティセンター	9月10日(水)午後7時～
弘済園	9月15日(月)午後2時～

その反面、申込者が増えるに省令改正を行い、入所者の決定方法について、「必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならぬ」と定められました。

この改正を受け、東京都も平成15年3月に「優先入所のガイドライン」を策定しました。市では都のガイドラインを基本に、市内の特

別養護老人ホームなど協議して優先入所に関する指針を策定し、必要性の高い方から入所できる仕組みを作りました。

この優先入所の指針は、平成16年1月以降の入所者から適用される予定です。現在、特別養護老人ホームの申し込みをしている方には、個別に書類をお送りしますが、改めて申し込みを行う必要があります。市内の特別養護老人ホームで説明会を行いますので、ご都合の良い日に直接お越しください。

↓高齢者支援室 ☎内線2622～2624

現在お持ちの受給者証の有効期限は8月31日までです。所得審査を行い引き続き対象となる方には8月中旬に新しい受給者証を郵送します。

なお、平成15年1月2日以降に三鷹市に転入した方は、1月1日時点で住所のあった市区町村で平成15年度の住民税課税（非課税）証明書（平成14年中の所得および控除がすべてわかるもの）を取得し、地域福祉課障害者福祉係（市役所1階⑩番窓口）へ提出してください。

## 「重度心身障害者手当」「特別障害者手当」「障害児福祉手当」を受給している方へ 所得状況届・現況届提出のお願い

現在、①重度心身障害者手当を受給している方には「所得状況届」、②特別障害者手当、③障害児福祉手当を受給している方には「現況届」の用紙を市から郵送しました。必要事項を記入し①は8月29日（金）まで、②③は9月10日（水）までに地域福祉課障害者福祉係（市役所1階⑩番窓口）へ提出してください。なお、平成15年1月2日以降に三鷹市に転入した方は、1月1日時点で住所のあった市区町村で平成15年度の住民税課税（非課税）証明書（平成14年中の所得および控除がすべてわかるもの）を取得し、地域福祉課障害者福祉係（市役所1階⑩番窓口）へ提出してください。

### 重度心身障害者手当 所得限度額表

適用期間：11月1日～平成16年10月31日	
表1 扶養親族などの数	本人
0人	3,604,000円
1人	3,984,000円
2人	4,364,000円
3人	4,744,000円
4人	5,124,000円
5人	5,504,000円

### 特別障害者手当・障害児福祉手当 所得限度額表

適用期間：8月1日～平成16年7月31日		
表2 扶養親族などの数	本人	配偶者および扶養義務者
0人	3,604,000円	6,287,000円
1人	3,984,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円
3人	4,744,000円	6,962,000円
4人	5,124,000円	7,175,000円
5人	5,504,000円	7,388,000円

## 新しい受給者証を 郵送します

### 郵送します

現在お持ちの受給者証の有効期限は8月31日までです。所得審査を行い引き続き対象となる方には8月中旬に新しい受給者証を郵送します。

なお、平成15年1月2日以降に三鷹市に転入した方は、1月1日時点で住所のあった市区町村で平成15年度の住民税課税（非課税）証明書（平成14年中の所得および控除がすべてわかるもの）を取得し、地域福祉課障害者福祉係（市役所1階⑩番窓口）へ提出してください。

### 所得制限基準額

適用期間：9月1日～平成16年8月31日	
表3 扶養親族などの数	本人
0人	3,604,000円
1人	3,984,000円
2人	4,364,000円
3人	4,744,000円
4人	5,124,000円
5人	5,504,000円

常時特別の介護を必要とする方が対象。所得制限（表2）があります。なお、施設入所の方、3カ月以上病院などに入院している方は対象になりません。

◆③障害児福祉手当（国）  
20歳未満で、政令で定める重度の障害の状態にあるため、常時特別の介護を必要とする方が対象。所得制限（表2）があります。なお、施設入所の方、障害年金の受給者は対象になりません。

↓地域福祉課 ☎内線2661

9  
NTTドコモが  
障害者割引を開始  
携帯電話の基本料金50%割引などの、ハティ割引（ふれあい割引）がスタート。9月1日（月）から適用になります。対象は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、または愛の手帳所持者。

▼8月21日（木）から受付開始。手続き方法など詳しくは、NTTドコモ ☎0120-800-000（一般電話から）へ。

身体障害者のための  
無料運転免許講習  
身体障害者運転能力開発訓練センター（あずまえん）東園）主催。対象は、就職するために自動車運転免許を取得したい①身体障害者手帳所持者で、②公共職業安定所に求職登録し、③運転免許試験場の適性検査に合格した、④同センターが入所を認められた方。身障者専用宿舎、送迎バスあり（有料）。

▼入所日（1、4、7、10月の各月初め）の前月10日まで同センターへ申し込む。検定料など（約3万5千円）自己負担。定員各期25人。詳しくは同センター ☎048-481-2711へ。